

# 令和8年度那珂川市スポーツ団体登録の 登録申請に伴う注意事項

## 目的

学校・社会体育施設等の効果的な管理運営を行うとともに、スポーツ団体等の健全育成を図るため、団体の登録について必要事項を定める。

## 登録用件

1. 成人を含む10人以上で構成されている団体で、かつ特別の理由のある場合を除き那珂川市に居住、在勤又は在学する者がその構成人数の3分の2以上を占めていること。  
※転居・転勤等がないか必ず構成員に確認のうえ記入してください。
2. 小・中学生の団体においては、成人の指導者及び保護者で構成された育成会等を有すること。  
※保護者の支援がない団体については、安全性の面からも登録を認めることができません。
3. 市社会体育施設等で少なくとも1年以上の活動実績があり、定期的かつ継続的な活動を展開し、適正な施設使用をしている団体であること。
4. その他本市の体育スポーツの振興発展に寄与すること。
5. 団体の構成員が、同一種目の他の登録団体に登録されていないこと。  
※同一人物、同一団体による重複登録を防ぎ、多くの方に施設を使用いただくためのものです。必ず構成員に他の同一種目団体に登録がないか確認してください。
6. 原則として、屋内は1日2時間とし、週6時間以内、屋外は1日3時間とし、週9時間を超えての使用はできない。  
※ほぼ全ての施設が飽和状態ですので、譲りあいで多くの団体に使用いただきたいと考えています。
7. 体育施設の使用においては、市、教育委員会が行う行事及びその他教育委員会が特に必要と認めた場合(地域・学校行事、スポーツ・レクリエーション大会等)は、これを優先する。  
※学校行事、施設の工事、設備等の故障などにより、急に使用を止める場合があります。

## 登録期間

登録許可期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間

## 登録の取り消し

1. 申請内容に虚偽の事実があったとき。
2. 長期間にわたり活動がなされないとき。
3. その他教育委員会が団体登録として不適当と認めたとき。

例) ○使用時間以外の施設の不正使用(許可時間には準備・片付けの時間を含む)  
 ○使用料の納入が著しく遅延した場合(別紙、使用料の納入についての例による)  
 ○出席すべき説明会、行事等に無断で欠席した場合

4. 登録取り消しとなった団体は翌年度の登録は出来ません。

### (参考)

那珂川市立学校・社会体育施設等使用に関する条例施行規則(抜粋)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を行わず、又は許可を取り消し、若しくは行事を中止させることができる。

- (1) 学校教育に支障があると認められるとき。
- (2) 使用条件に違反したと認められるとき。
- (3) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (4) 建物、附属設備又は樹木等を破損し、若しくは滅失させるおそれがあると認められるとき。
- (5) 使用者が施設の設置目的に反する使用をし、又はそのおそれがあるとき。
- (6) 管理上の指示又は指導に従わないとき。
- (7) 管理上支障があると認められるとき。
- (8) 使用者が営利を目的とする催物を行い、又はそのおそれがあるとき。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (10) その他教育委員会が特に必要があると認めるとき。

## 提出書類の記入上の注意点

### 1. スポーツ団体登録申請書(様式第1号)

- 責任者と事務取扱者は異なる団員名とし、電話番号は確実に連絡の取れるもの(携帯電話・職場等)を記入してください。(緊急の要件を確実にお伝えするためです。)
- 責任者に対し、施設利用等に関する連絡や文書等を送付します。事務取扱者に対しては、緊急の要件について責任者と連絡が取れなかった場合に連絡を行います。
- 一般の方からチームへの加入の問い合わせ等がありますので、責任者、及び事務取扱者欄に電話番号の公開可能な場合は○、非公開の場合は×を記入してください。また、新規のチーム員の加入が可能な場合は○、不可能な場合は×を記入してください。
- 所属団体欄は貴団体が加盟するものを囲み、加盟していない場合はその他を囲んでください。
  - ①スポーツ協会:那珂川市スポーツ協会に加盟する各種目の協会・連盟に登録している団体。
  - ②スポーツ少年団:那珂川市スポーツ少年団に加盟している団体。

- インターネットからの一般申請を希望する団体は、予約手続きを行う場合にパスワードが必要です。4~16文字で任意の英数字を記入してください。(※令和8年度新規登録団体及びパスワード変更希望対象団体のみ)
- 施設の利用に関する連絡や資料の提出をメールで行います。団体登録申請書に連絡が取れるメールアドレスを記入してください。なお、メールでのやり取りが難しい場合は、スポーツ課スポーツ推進担当までご相談ください。
- 2. 規約又は会則。ただし、前年度提出後変更のないものについては提出不要です。
- 3. (様式第2号)前年度決算書(※令和8年度新規登録希望団体は提出不要です)
  - 書類は、5月末日を提出期限とします。提出されないときは登録団体として認めません。
  - 所属団体欄は、那珂川市スポーツ団体登録申請書の項目と同じものを記入してください。
- 4. (様式第3号)スポーツ団体登録加入団員名簿
  - 役職名(代表者・指導者・団員など)・名前・住所(勤務先)等の記入、漏れがないように注意してください。※地番等が記入されていない場合は、登録申請できません。
  - 同一人物が、同一種目で他団体と重複して登録することはできません。
- 5. 使用施設希望調書
  - 施設名、曜日、使用時間、照明使用時間、場所(コート番号)、を詳細に記入してください。
  - 施設の定期使用は同一曜日を基準とします。祝日のみを指定する定期使用はできません。
  - 第2希望とする申請は無効といたします。
  - 定期使用の曜日の内、祝日は活動を休む等、チームの都合による内容の登録はできません。
  - 市民体育館は、第3月曜日(祝日の場合は翌平日)が休館日であるため、使用できません。第3月曜日を指定した登録については注意してください。
  - 勤労青少年ホームは、平日は午後10時まで、土日祝日は午後5時までとなっています。午後5時以降を指定した登録については注意してください。
- 6. その他教育委員会が必要と認める書類
- 7. 年度途中に提出書類の記載内容(責任者・事務取扱者)に変更が出た場合は、速やかに届け出してください。

## 使用料納入について

1. 使用料は月ごとにまとめ、使用月の翌月末までに窓口で納入して下さい。

※平成15年度より滞納状況により基準を設け、下記のとおり限度を越えた場合は登録を抹消してありますので滞納のないようご注意ください。

滞納期間により別表のように点数を設定し、5点を越えた月で登録を取り消します。

別表)

滞納期間	点数
1ヶ月以内	1
1ヶ月を超えて、2ヶ月以内	2
2ヶ月を超えて、3ヶ月以内	3
3ヶ月を超えて、4ヶ月以内	4
4ヶ月を超えて、5ヶ月以内	5
5ヶ月を超えて、6ヶ月以内	6

取り消し例)

使用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納入日	5/2	7/4	7/4	10/9	10/9	10/9	11/6	12/6	3/2	3/2	3/2	
滞納期間	0	1ヶ月	0	2ヶ月	1ヶ月	0	0	0	2ヶ月	1ヶ月	0	
点数	0	1	0	2	1	0	0	0	2	1	0	
累計点数	0	1	1	3	4	4	4	4	6	8	8	

登録取り消し

この場合、12月分を2月に納入されなかった時点で、滞納の点数により登録を抹消され3月登録を抹消する。

2. 納入に際しては、使用日、使用時間数を確認の上、納入書を持参し納入して下さい。
3. 納入金額は市民体育館で算出いたします。
4. 「施設使用中止要領」による連絡が無い場合には、使用料を請求いたします。(次ページ参照)
5. 滞納期間が長期におよぶ場合、団体登録として不適当と認め許可を取り消すこともあります。
6. 定期使用分以外の一般申請(使用申請書提出)による使用料の納入は、申請時に納入することとし、許可時間より使用時間が少ないとときに伴う差額の返金はしないので注意して下さい。

## 施設使用中止要領

施設の使用を中止する場合には以下のとおり中止の手続きをして下さい。

1. 中止を決定された場合、中止日の3日前(土日祝日含む。)の21時までに市民体育館(スポーツ推進担当)に必ず連絡して下さい。

※1月5日(月)、6日(火)、7日(水)の中止については、12月27日(土)21時までに必ず市民体育館(スポーツ推進担当)までご連絡下さい。

2. 中止の連絡があった際、中止番号(キャンセル番号)をお知らせしますので各団体で納入書中止番号記入欄に記入して下さい。使用料納入の際、必要になります。
3. 3日前までに中止の手続きが無い場合、施設を使用したものとし使用料を請求いたします。
4. 一般申請による使用の中止の手続き後、返金を希望される際には、中止された日の使用許可書が必要となります。
5. 天災地変等の不可抗力、または使用中において使用者の責によらない理由で使用できなかつたときは、該当する使用日の後7日以内(7日目の21時まで)に市民体育館(スポーツ推進担当)に必ず連絡をして下さい。

7日を過ぎて上記手続きがない場合は使用したものとして使用料を請求いたします。

4日以前	3日前	2日前	1日前	当 日	1日後	2日後	3日後	4日後	5日後	6日後	7日後
	キャンセル手続				天災等による理由のため中止せざるを得なかつたときは 7日以内に連絡して下さい。						

## 提出・問い合わせ先

那珂川市教育委員会スポーツ課スポーツ推進担当

電話 953-2112(市民体育館)